

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：12601  
研究種目：基盤研究(C) (一般)  
研究期間：2019～2022  
課題番号：19K01245  
研究課題名(和文) ドイツ民主共和国における法学の政治的誘導

研究課題名(英文) Political manipulation of legal science in GDR

## 研究代表者

西川 洋一 (Nishikawa, Yoichi)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・名誉教授

研究者番号：00114596

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：初期のドイツ民主共和国では、社会主義統一党及びそれにより指導された国家官僚制が、マルクス主義的な法学研究者養成、大学人事、雑誌を中心とする出版のコントロール、教科書政策、法学に関する大規模なカンファレンスの開催等の手段により、国家・社会のラディカルな社会主義化に資する法学の樹立に努めたが、弁証法的唯物論に定礎された法学理論の形成と、極めて具体的な社会主義政策実現のための実用的な法理論確立という目標を同時に達成することは困難であり、法学は常に批判の対象たり続けた。そのため、歴史学と異なり、国家消滅後も評価される成果を残すことができなかった。

## 研究成果の学術的意義や社会的意義

「市民的」法体制をラディカルに批判したドイツ民主共和国の法と法学の研究は、西欧型リベラル・デモクラシーがその圧倒的にドミナントな地位を徐々に失いつつある現在、我々が将来の体制的選択肢について考えるために、一つの失敗例を提供している。そこで政治が法学をどのように誘導しようとしたのかを解明することによって、今後の法学研究において注意しなければならない点を知ることが出来る。

研究成果の概要(英文)：In the early German Democratic Republic, the Socialist Unity Party and the state bureaucracy led by it made great effort to establish a Marxist-Leninist law regime by training Marxist legal researchers, university personnel policies, control of academic publications centered on journals, creating university textbooks, and large-scale conferences on law. Through the holding of the conference and other means, it endeavored to establish a jurisprudence that would contribute to the radical socialization of the state and society. However, it was difficult to achieve the goals of creating a legal theory based on Marxism-Leninism and dialectical materialism and establishing a practical legal theory that is applicable to practical problems at the same time. Therefore, the jurisprudence was always the subject of criticism. Unlike historical studies, it was not possible to produce results that would be appreciated even after the disappearance of the state.

研究分野：西洋法制史

キーワード：ドイツ民主共和国 法学 社会主義統一党

## 1. 研究開始当初の背景

ドイツ民主共和国(以下、DDR)は、1989年の「ベルリンの壁」崩壊を経て1990年に消滅した。この出来事は、20世紀の社会主義の破産を象徴するものとして理解され、リベラルデモクラシーが世界史において最終的に勝利を収め、「歴史の終わり」が到来したものとすら論じられた。そのため、現実世界における法的問題に対する関心が強いわが国法学界では、ただでさえ少なかったDDR法の研究は殆ど行なわれなくなった。

それではDDR法の研究はもはやアクチュアリティを失い、単なる懐古的興味の対象に過ぎなくなったのか?否である。西欧及び米国が従来保持していた政治経済における圧倒的にドミナントな地位を失い、それに並行して非西欧圏がそのプレゼンスと発言権を強めつつある現代においては、近代西欧が作り上げた多くの社会制度や文化的生産物に対してアンチテーゼを提示することでその克服をめざし、結局は失敗した社会主義圏の経験の歴史学的検証は、変貌する世界の中で我々が今後いかなる体制的選択肢を選ぶかを考えるための重要な素材となる。そのような関心から20世紀の社会主義を研究する際には、法・法体制の研究は中心的な位置を占めることになる。それは、法が一般的に国家・社会の骨格を構成するものであるからばかりではなく、社会主義圏において、例えば文化の領域では各国はそれぞれの自国の伝統を無視することは出来ず、むしろその良質と評価され(かつ人民により支えられていると考えられ)た部分についてはその伝承発展が強く奨励されたのに対し、経済体制と並んで法体制については「市民的(=ブルジョア的)法を否定して、語の真の意味においてラディカルな変革が企てられたからである。「現存する社会主義」の特質を理解するためには、その法と法体制の研究は不可欠なのである。

そして法体制の変革過程の研究素材として、特にDDRは特別な位置を占める。けだしドイツはソ連とは異なり、西洋近代法の一つの範型となる市民的法体制を作り上げた国であり、しかもそこでは法治国家原則が政治的な民主主義原則と比較して優位を占めていた。すなわちドイツにおいては、市民的法体制がソ連(そして恐らく他の多くの東欧諸国)と比較してより大きな意義を有し、それだけにその克服の努力は、国家と社会の社会主義化のために特別な重要性を有するとともに固有の困難に遭遇したはずである。

その際、SED/DDRによる法学の改変の試みは決定的重要性を有した。近代の大陸法は、学問的法学により定礎されたものであり、法を本源的・永続的に改変するためには、法学を改変することがまず必要だったからである。特にドイツにおいて、法学が高度に専門化された学問であった限りにおいて、権力は命令的手段で直接かつ一方的にそれを改変することは出来ず、専門法学者に対する影響力行使という間接的手段を用いざるを得なかった。ここに法学に対する誘導(Lenkung)の歴史的検討という、本研究の基本的な問題設定の意味がある。

## 2. 研究の目的

上記1.で述べた背景から、DDRにおける政治権力と法学との間の複雑な関係を、具体例に即して明らかにすることが本研究の目的である。

具体的には、ウルブリヒト期、とりわけ1961年8月のいわゆる「ベルリンの壁」の建設以前のSBZ及び初期DDRの時代を中心として、SEDとそれにより支配されていた国家官僚制とが、いかなる手段とメカニズムとを用いて法学の研究と教育を誘導し、法学の研究者・教師たちがそれいかに対応し(あるいは対応を強いられ)その結果法学の研究・教育にいかなる影響が生じたかを、1990年代以降初めて利用可能になった資・史料をもとに具体的・実証的に明らかにすることである。この作業を通して、SED及び国家官僚制内部における学問活動のコントロールのメカニズムと、誘導の対象とされた様々な学問組織及びそれを構成した個々の研究者の研究作業の実態を検討する。

## 3. 研究の方法

本研究におけるDDR法史研究の方法は、設定した問題を解明するに資する史料を探索し、それを歴史的文脈の中で解読し、得られた知見を構成して歴史像を描くという正統的なものだが、検討を進める中で、法学の誘導の仕組みとして多様な層が存在することが明らかになったので、それぞれの層に応じて適切なアプローチを考える必要が生じた。また、これらの異なる層とその相互の関係についてある程度明らかになったことも、今回の研究の成果の一つであると言える。濃淡に差はあるが、研究を進める過程で明らかになってきた層としては次のものがある。

- (1) 1945年までのドイツ法学においてはマルクス主義的な方法は全く開発されていなかった。そのため、SBZ/初期DDRの段階では、社会主義的、あるいはマルクス・レーニン主義的な基礎に立脚して研究を行なう学者は皆無だった。それゆえ、社会主義的法学を担う研究者を養成し、大学に送り込む人事政策の展開は重要な検討対象となる。
- (2) DDRにおいて、法学の領域で研究を発表するためのメディアの数は極めて少なかった。出版されえない学説が普及することはないので、出版に対するソヴィエト軍政部(以下、SMAD)/SED/DDRの政策の検討と出版物の内容の検討とが必要となる。
- (3) 初期DDRにおいて、新しい法学を樹立するために最も重視されたメディアは、公開のカン

- ファレンスであった。これらのカンファレンスは SED 中央委員会の担当部署において企画立案され、実施においても強いコントロールに服していた。これらのカンファレンスの分析に際しては、i) その計画と実施の過程、ii) なされた報告と討議の法学的内容、iii) そこで用いられている言語や修辞等に注目した文化史的分析、iv) 実施後の広報とその内容、v) カンファレンスの結果を受けた SED 中央委員会関係部署等におけるフォローアップ、等の問題を史料に基づいて分析する必要がある。また特にこの問題群については、SED 中央委員会の大学・高等教育担当部署と法政策担当部署の間の政策的な相違にも留意する必要がある。
- (4) DDR では、法学教育は当然に教師の自由には任せられず、SED の主導により多くの場合長期間に亘る議論を経て公定の教科書が作成され、それに基づいて授業が行なわれることが要求された。この過程及び授業内容のコントロールの方法が明らかにされる必要がある。
  - (5) 法学領域における誘導の特徴を明らかにするために、法学と同様に「国家を支える」学問として重視されてきた歴史学に対する誘導の方法と実態を検討し、相互に比較する。

#### 4. 研究成果

(1) 社会主義的な改革政策を封印した「反ファシズム的・民主主義的」政策の時期には、「市民的」法学者は、戦後の研究・教育・生活における多様な困難と SMAD 及び SED との間の摩擦軋轢、時には逮捕と長期の拘禁刑にまで至る弾圧に苦しみながらも、しかし基本的には 1933 年以前の法学教育を継続することができた。それ以外の法学理論は未だ存在していなかったためこのことは不可避だったし、主要な法律が、ナチス支配に特徴的な要素が除去されただけで 1933 年以前の法状態にとどまっていたことも、彼らの活動継続にとって有利な状況となった。また、SMAD の中で大学等の科学及び文化領域を管理するソヴィエト将校の中にはドイツの学問や文化的遺産に対して理解の深い知識人もおり、そのような者が担当した場合は、占領軍当局が権力的な介入を控え、ドイツの大学の伝統に則った自律的な改革を促すケースも見られた。このような様々な事情のゆえに、1950 年代初めころまでは、学部運営、学生の教育、そして研究においても、強まる管理にも拘わらず、全体としてはかなりの自由が維持されていたことを示す文書や回顧は少なくない。実際、1940 年代末まで、非マルクス主義者を新たに正教授として採用することも可能であった。他方で、例えばハレ大学で 1948 年にドイツ語圏の大学で最初の女性教授として採用された Gertrud Schubart-Fikentscher や、ベルリン大学法学部再建に重要な役割を果たし、また政治的にも活発に活動していた Hans Peters など、非マルクス主義の教授・講師の授業の多くで、共産主義者の学生により講義内容の報告が党組織に対して上げられ、その教育が不断に監督吟味されていたことが史料から明らかになる。

しかし SED が無制約の権力を行使して社会主義的改革を実現するためには、それを支持し、さらに手足となって動く法律家を養成することの必要性は明らかであり、そのためには法学教育の根底的改変がなされねばならなかった。この目的で SED は、1951 年に Jüterbog 近郊の Forst Zinna にあった「行政アカデミー」に、第一回国家試験を終了しただけで未だ学位を有しない 14 人の若いマルクス主義者を集め、「国家と法の理論」、「刑法」、「民法」、「行政法」の 4 つの作業グループに分けて、マルクス、レーニン、スターリンの著作、様々な党決定、ソヴィエトの法学文献等を素材とし、Hilde Benjamin 等年配の共産主義者の法律家の指導・助言のもとで、約半年をかけて講義計画を作らせた。この作業は同時に、これらの若手研究者を教職に向けて教育することを目的としていた。実際に Forst Zinna での作業の終了後、彼らは当時法学部が残されていた 4 大学（ベルリン、ライプツィヒ、イエーナ、ハレ）に講師として送り込まれ、授業を担当するのみならず、早くから各学部の要職につけられた。これらの者たちは概して高い能力を有し、残されている講義計画の中には独創的で要求水準の高いものもある。また彼らの多くは DDR の終焉の時期まで、それぞれの専門領域において DDR 法学を指導する立場にあり続けた。それゆえその人選は適切であったとも言えるが、他方で博士学位すら有しない若いマルクス主義者の法学研究者が SED の後押しにより学部内で教育及び行政の実権を握ることに対して、大学の再開以来人的・物的に劣悪な環境の中で法学教育の再建に努めてきたスタッフとの間の対立がしばしば生じた。

その後、SED が大学行政を把握し、また FDJ や SED に属する学生たちが増えて助手に採用され始めると、助手レベル以上の教官人事に対する SED 党組織の影響は決定的になり、これまで確認された全てのケースにおいて、採用、昇任、懲戒手続きの際にはまず学部及び全学の党組織で方針が決定され、それを受けて学部の会議でそれが承認されるという実務が一般化ようになる。同じことはこの時期頻発した学生の懲戒処分等、他の重要な決定についても当てはまる。

(2) DDR において、法学の領域における学問的研究成果を発表する場としての法学雑誌は、1947 年創刊の“Neue Justiz”と 1952 年創刊の“Saat und Recht”しか存在しなかった。前者は創刊当時はまだ「市民的」法律家が幹部の多数を占めていたドイツ中央司法行政部（Deutsche Zentralverwaltung der Justiz）により編集されており、また SED も「反ファシズム・民主主義」の建前を維持して急激な社会主義化を控えていたので、初期の巻号には未だ「市民的」法学者の重要な寄稿も見られる。しかし早くも 1948 年頃から、とくに中央司法行政部のラディカルな人事改革で重要なポストについた SED 党員の法律家によるものを中心に、「市民的」法学と法学者を批判し、SED の法政策を弁証する内容の寄稿が増え、更に 50 年代に入ると「市民的」法学者による寄稿も連邦共和国の法律・法学記事の紹介もほとんど姿を消すのである。

これに対して“Staat und Recht”は、Forst Zinna の「行政アカデミー」の後身であり、事実上 SED 中央委員会直轄の「ドイツ国家学・法学アカデミー『ヴァルター・ウルブリヒト』」(以下、DASR)により編集された理論誌として創刊されたので、その内容は最初から「市民的」法学批判の傾向が強かったことが指摘できる。それ以後も“Staat und Recht”は SED の政治的方針に強く影響されていたことは明らかであり、例えば 1953 年 6 月以降の「新コース」の時期にはある程度自由化するが、後に述べる「パーベルスベルク会議」を機に再び厳格なマルクス・レーニン主義的方向に戻る。

この両雑誌の編集方針については、両方の編集主体と出版社(双方とも Deutscher Zentralverlag)に対する SED の影響力行使の有無を検討する必要があるが、今回は関係文書を探索調査する時間がなかったため、更に研究を進めたい。

上記の 2 雑誌には短い論文しか掲載されず、また学位論文には公刊義務がなく、実際に公刊されたものは多くない。更に印刷用紙の不足のゆえに単行本は一般読者向けのものが SED/DDR により政策的に推進されたもの以外は公刊が困難だった。また実定法学固有の性格のゆえに、歴史や文学と異なり外貨獲得を目的とする出版も少なかった。これに対し大学が出版元の少数数の出版物の中には、ある程度の出版の自由がみられた。

(3)雑誌と並んで SED/DDR の法学領域でのコントロールと政策表明の重要なメディアは、公開のカンファレンスであった。しかしこれについても DDR における全ての集団的活動の例に漏れず、自由な学問的議論の余地は極めて小さかった。DDR の初期には、新たな法と法学の樹立のためにしばしば大掛かりなカンファレンスが開催されたが、それらはまず政治局が SED 中央委員会総会等で、その時点で重要とみなす国家的課題(例えば農業集団化、経済計画の完遂、経済犯罪の抑圧等)解決のための法学の任務を公に設定し、それを受けて中央委員会担当部局(多くの場合「国家・法問題部」)が詳細に至るまで企画立案して開催するのが一般的である。しかし学問的作業に内在する性格のゆえに、常に非専門家の企画に従った研究成果が挙げられるという保証はなく、実際に政治セクターが設定した課題が十分に達成されず、終了後に厳しく批判されるケースが少なくなかった。

例えばマルクス・レーニン主義的な法学の本格的形成を期して開催された 1951 年のライプツィヒでのカンファレンスでは、Benjamin が新しい法学の任務に関する長大な報告を行なうが、他の法学者の報告は必ずしもその路線に従うものではなかったため、後に中央委員会第 10 回総会でウルブリヒトにより厳しく批判された。その後も、法学が社会の変革から遅れているとの批判(“Zurückbleiben”論)が止むことはなかった。そのため 1156 年には、パーベルスベルクの DASR で「経済建設にとっての DDR の社会主義法の意味」と題された大規模なカンファレンスが開催されたが、これも法学が社会主義化のために十分な役割を果たしていないとの批判を受けて計画されたものであった。農業集団化、経済計画、共同組合法、労働法等、当時経済の社会主義化のために緊急な法的対応が最も強く迫られていた問題について原理的及び実践的報告が計画された。個々の報告原稿又はプランは事前に中央委員会担当部局に送られ、当日配布される要約の文章に至るまで細かくチェックされ、修正が要求された。また、広報活動のために関連する記事が新聞に掲載された。終了後には中央委員会担当部署の評価が作成され、ウルブリヒトにまで送られた。しかしこのカンファレンスも全体として期待された水準に達していないと評価され、国家学・法学が社会発展に即応していない新たな証左として再び批判的となったのである。

1950 年代の法学カンファレンスとして最も重要な意味を持ったのが、1158 年 4 月にやはりパーベルスベルクで開催されたそれである。これはよく知られているように、1956 年のソヴィエト共産党第 20 回党大会におけるフルシチョフのスターリン個人崇拜批判を内容とする秘密演説をきっかけに進んだ「雪解け」に対する「修正主義批判」の一環として開催されたものである。このカンファレンスも法学の遅れを批判する内容のものではあったが 1951 年や 56 年のカンファレンスと比べても法学の理論的な吟味は少なく、政治的観点からそれまでの DDR 法学のあり方と DASR を含む個別の研究機関及び個々の学者に制裁を加えるためのキャンペーンだったと言って良い。

カンファレンスで批判されることになる学者たちは、事前にそれぞれの党組織内部、そしてプレスにより計画的・組織的な批判の対象とされた。カンファレンスではウルブリヒトによる告発演説の後、研究者としては各大学の公法担当者と DASR の役職者が被告人役を演じて、実務家を中心とする約 500 人の聴衆の前で相次いで自己批判を行なった。また「修正主義的」として批判された著作を刊行した出版社の代表たちも、自らの無警戒さを自己批判した。これに対して、実務家たちが繰り返し研究者の実務からの遊離、具体的には自らの職業領域に直接適用しうる法学説が生み出されていないことを批判したのである。これら実務家たちにより用いられている論理と表現がほぼ同一なことから、この批判が入念にオーケストレーションされたものであったことは明らかである。

ここで名指して批判され、一時的に大学の職から追われたのは、尖兵としてマルクス・レーニン主義法学の開拓を期待され、それまで学界をリードしていた DDR 法学の著名な若きエリートたちであった。彼らが批判されたのは、突き詰めればマルクス・レーニン主義及び弁証法的唯物論の適用の不十分さと実務からの遊離という 2 点であったが、前者については誰も具体的な解決策の方向すら提示できず、後者については「市民的法学」に取って代わる新たな法学の理論化という彼らの努力を実質上否定するものであった。このカンファレンス以後、SED、DASR、国家官僚制はそこで示された方向での法学と法学教育の刷新をめざして多様な審議機関・助言機

関の設立やフォローアップのための会合を繰り返すが、マルクス・レーニン主義と弁証法的唯物論に立脚し、かつ社会主義建設のための実的手段となる法学を作り上げることに結局成功しなかった。大学や DASR でも会議が繰り返されたが、大学では法学をいかなる方向に改革していくべきかを内部で自主的に論ずることすらためらわれ、最大の努力が払われたのは DASR や SED の意向を探ることだった。

その後も、1958 年のカンファレンスの成果が実現されていないことに対する政治セクターの批判は長く続く。結局この試みが大きな実を結びえなかったことは、「雪解け」の時代に様々な形で表現され、1958 年カンファレンスで修正主義の表現として否定されたはずの「法の独自性」(Spezifik des Rechts) という観念が、1960 年代以降しばしば形を変えて(最後には新経済システムとの関わりで経済法の分野で積極的に)主張され、そのたびごとに改めて高権的に否定されねばならなかったことである。

かくして SED が DDR 終焉まで DDR 法学の歴史における重要な画期として称揚した 1958 年のカンファレンスは、単に法学者に対して威嚇的な効果を及ぼし、彼らの創造的な学問活動を妨げたのみならず、現実的には達成困難な目標を義務づけたことで法学の発展を混乱させる結果をもたらしたと評価されるべきである。

(4) DDR の学問政策の一つの特徴は、「正しい理論」としての標準的教科書を集団的作業によって作成し、それにより大学教育の内容を統一しようとしたことである。初期 DDR では法典の立法作業と公定教科書又はコンメンタールの編集が並行して進められ、法典の解釈が公的に確定された。しかし第二帝政に成立した自由主義的法典が形式的には依然として妥当し続けた民事法の領域では、このことは困難だった。新しい民事法典、民事訴訟法典の立法の試みすでに 1950 年代から始まっていたが、自律的な経済社会の存在を認めない社会主義社会における民事法の役割については関係者の中での理論的一致の達成は困難で、結局新しい民事法典、民事訴訟法典が発効したのは 1975 年だった。それでも民事訴訟法については 1957 年に教科書が編集発行されたが、これは優れた法律家で立法のエキスパートだった Hans Nathan の功績である。

(5) 歴史的発展法則の観念により社会主義の実現を科学的に証明された必然性と考えるマルクス・レーニン主義体制にとって、歴史学は体制の歴史的正当性の弁証のために極めて重要な学問領域だった。また、よりプラクティカルな観点からは、中等教育の歴史教師の教育責任を負う大学の歴史学科における教育は、「社会主義的国民」育成の成否を左右する意味を有していた。それゆえ、歴史学は法学と同様に「国家を支える」学問として位置づけられ、SED/DDR はそれに対して多大の関心を有し、一貫してそれを誘導することに努めた。法学の領域における誘導の性格を理解するためには、歴史学におけるそれと比較することが有益である。

ウルブリヒトはこの両方の領域に対して強い関心を有していたので、彼の主導で方向が定められ、それを受けて SED 中央委員会の担当部署が大学その他の研究機関に対して強い影響力を行使するという基本的な誘導の構造は共通であった。法学においては SED 中央委員会の大学担当部署と法政策担当部署という 2 つの監督機関があったためコントロールがより強かった反面、両者の間の不断の対立を利用する可能性もあったが、一般によりリベラルな傾向があった大学担当部署は、力関係では法政策担当部署に劣ったため、大学側の自由な活動の余地は決して大きくなかった。人事政策の点でも、当初「市民的」歴史家を容認しつつ、様々な圧力により彼らをマージナル化していった過程は同一である。歴史学の領域では 1945 年の時点で法学と比較すれば、近代史を中心にマルクス主義者たる研究者や著述家が一定数存在したため、より早くからマルクス主義的歴史学の研究教育を開始し、摩擦も少なくなかったものの史的唯物論に立脚した支配学説を樹立することができた。このことは同時に、少なくとも初期の有力学者においては公定教義からある程度独立したマルクス主義歴史理論を主張することができたことをも意味した。これに対して、そのような前提が存在しなかった法学では、SED の公定理論に批判的な議論は、実質上「市民法的」な法治国家原則に戻る傾向を示し、創造的なマルクス主義法学が生み出されることはなかった。

もとより法学、歴史学のいずれにおいても SED がすべての分野で完全なコントロールを実現し得たわけではない。歴史学、法学の双方で、一般的には科学アカデミーでは大学と比較してより自由な研究発表の可能性があり、党により批判された学者が科学アカデミーで活動を続けることが少なくなかった。また歴史学の領域では近・現代史及び労働運動史以外の領域ではある程度の自由の余地が残され、それゆえこれらの領域の研究成果の中には、DDR の終焉以降も高く評価され続けているものが少なくない。これに対して法学では、DDR の存続していた期間を通じて党のイデオロギー的コントロールははるかに強く、法制史というごく小さな領域を除いて永続的な意味を有する研究成果は少ないと言わざるを得ない。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 西川洋一	4. 巻 135-1/2
2. 論文標題 「唯物論的歴史主義」と中世国家史ドイツ民主共和国の一歴史家による国民史の探求（1）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西川洋一	4. 巻 135-3/4
2. 論文標題 「唯物論的歴史主義」と中世国家史ドイツ民主共和国の一歴史家による国民史の探求（2）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西川洋一	4. 巻 132-11/12
2. 論文標題 初期ドイツ民主共和国における『司法の民主化』とは何だったのか(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西川洋一	4. 巻 133 - 1/2
2. 論文標題 初期ドイツ民主共和国における『司法の民主化』とは何だったのか(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------